

事務連絡
令和2年12月23日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

海事局検査測度課長
石原 典雄

船舶検査及び船舶登録測度に関する申請及び届出等における押印の取扱いについて

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、各地方運輸局等における船舶検査（船舶安全法第28条の規定に基づく危険防止に関する事項を含む。）及び船舶登録測度関係の申請等に際しては、申請書、届出書等に押印（氏名を記載し押印することに代えて行う署名を含む。）を求めないことと致しましたのでご連絡いたします。

関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。